

別表第3 ごみ・資源の容器数及び保管場所面積の算定表

(1) ごみ・資源の容器数の算定

用途	種別	計算個数(A) 人員又は床面積×排出基準 × ごみ種別の割合×収集間隔 ÷ 容器・束容量	最低必要個数 (B)	予備率の加算(40%) (C)	必要個数 (D)	
住宅	可燃ごみ	()人 × (1)kg × (0.67) × (3)日 ÷ (15)kg =	(E) 個	(+) × 1.4 = (G) 個	(G) 個	
	不燃ごみ	()人 × (1)kg × (0.05) × (13)日 ÷ (15)kg =	(F) 個			
	資源	古紙	()人 × (1)kg × (0.14) × (6)日 ÷ (5.7)kg =	(H) 束	× 1.4 = (I) 束	(I) 束
		びん	()人 × (1)kg × (0.04) × (6)日 ÷ (12)kg =	(J) 個	× 1.4 = (K) 個	(K) 個
		缶	()人 × (1)kg × (0.02) × (6)日 ÷ (3)kg =	(L) 個	× 1.4 = (M) 個	(M) 個
		ペットボトル	()人 × (1)kg × (0.03) × (6)日 ÷ (10.2)kg =	(N) 個	× 1.4 = (O) 個	(O) 個
	プラ製容器包装	()人 × (1)kg × (0.05) × (6)日 ÷ (15)kg =	(P) 個	× 1.4 = (Q) 個	(Q) 個	
事業系	可燃ごみ	()m ² × ()kg × (0.7) × ()日 ÷ (15)kg =	可燃ごみ + = (R) 個	(+ + +) × 1.4 = (T) 個	(T) 個	
	不燃ごみ	()m ² × ()kg × (0.3) × ()日 ÷ (15)kg =				
	可燃ごみ	()m ² × ()kg × (0.7) × ()日 ÷ (15)kg =	不燃ごみ + = (S) 個			
	不燃ごみ	()m ² × ()kg × (0.3) × ()日 ÷ (15)kg =				
		最低必要個数合計	ごみ容器 (E)+(F)+(R)+(S) 個	必要個数合計	ごみ容器 (G)+(T) 個	
			古紙の束 (H) 束		古紙の束 (I) 束	
			びん容器 (J) 個		びん容器 (K) 個	
			缶容器 (L) 個		缶容器 (M) 個	
			ペットボトル (N) 個		ペットボトル (O) 個	
			プラスチック製容器包装 (P) 個		プラスチック製容器包装 (Q) 個	

《算定上の注意》

- 1 必要個数の算定は住宅系と事業系の用途別に行い、事業系の用途が複数ある場合は、個々に算出したうえで必要個数を合算する。
- 2 『床面積または人数』の欄は、住宅の場合は別表第2による人数で算定した総人数を記入し、事業系用途の場合は床面積を記入する。

- 3 『排出基準』の欄は、用途別に別表第1により記入する。
- 4 『収集間隔』の欄は、住宅の場合は原則として可燃ごみは3日、不燃ごみは13日、資源は6日とする。事業系用途の場合は収集実態により日数を記入する。
- 5 容器1個あたりの容量は、原則として、可燃ごみ・不燃ごみのポリ容器は60ℓ、区が指定するびん・缶の資源用コンテナは50ℓ、ペットボトルのネット容器は0.7m×0.7m×0.7mの340ℓ、プラスチック製容器包装のポリ容器は60ℓとし、可燃ごみ・不燃ごみ：15kg、びん：12kg、缶：3kg、ペット：10.2kg、プラ製容器包装：15kgを基準とする。古紙の束は、縦0.21m横0.295m高さ0.3mを一束とし、5.7kgを基準とする。
- 6 『計算個数』(A)は、小数点第2位を四捨五入する。『最低必要個数』(B)は、『計算個数』(A)の小数点以下を切り上げる。
- 7 『予備率』は、40%を確保する。
- 8 『必要個数』(D)は、『計算個数』(A)に予備率(40%)をかけて求めた(C)欄の数値の小数点以下を切り捨てた個数とする。

(2) 保管場所面積の算定

1 容器保管 必要面積	住宅系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	(A) + + + + + + m ²
		古紙の束	束の縦 (0.21) m × 束の横 (0.295) m × 束数 () ÷ 重ね束 (3) 束 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
		びん容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 () 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
		缶容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 () 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
		ペットボトル容器	容器的直径又は縦 (0.7) m × 容器的直径又は横 (0.7) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
		プラ製容器包装 (ごみ容器)	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
	事業系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ²	
2 洗浄排水設備面積	(B)	m ²		
3 作業上必要面積	(C)	m ²		
合計 (A+B+C)		m ² (小数点第2位を四捨五入)		
粗大ごみ集積所		m ²		

《算定上の注意》

- 1 ごみ容器は、丸型容器の場合は直径 0.6m、角型容器の場合は 0.35m×0.55m を基準とする。
- 2 古紙の束は、一束の大きさを縦 0.21m、横 0.295m、高さ 0.3m 以下を基準とする。
- 3 びん・缶の容器は、区の分別回収で使用するコンテナの大きさ (縦 0.36m、横 0.52m) を基準とする。
- 4 ペットボトルの専用容器は、網製で 0.7m×0.7m×0.7mの大きさの集合住宅用を基準とする。
- 5 プラスチック製容器包装の容器は、可燃ごみ・不燃ごみに用いるごみ容器を使用する場合で算定する。
- 6 『容器数』は、『段数』が2段のときは偶数となるように、前頁の「(1) ごみ・資源の容器数の算定」の表中 (D) の必要個数に 1 又は 0 を加える。
- 7 『段数』は、ごみ容器 (ポリ容器) 及びペットボトルの網製容器の場合は 2 段、古紙、びん、缶は原則として 2 段を上限とする。
- 8 『合計』は A から C までを合計し、小数点第 2 位を四捨五入する。
- 9 『粗大ごみ集積所』の面積は 3 m²以上とする。
- 10 事業系の再利用対象物保管場所は、事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準 (平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号) により、別に確保する。